



ARGOS

ARGOS SYSTEM USE AGREEMENT

ACCORD D'UTILISATION DU SYSTÈME ARGOS

ご参考用訳文

アルゴスシステム利用合意書

アルゴスデータ収集システム（アルゴスシステム）を利用するために、このアルゴスシステム利用合意書にすべて記入し、署名してください。アルゴス運営委員会の共同委員長が、その内容を審査した上で、適切と認められれば、署名し承認します。この合意書は、最初にプラットフォームが設置されたときから有効になります。アルゴスシステムの利用規約は、5 ページから 7 ページに記載されています。

>プログラム名

>プログラム責任者（ユーザ）

姓

名

機関名

部署

住所

市

州（都道府県）

郵便番号 国

電話 E-mail ファックス

ユーザの署名 日付

ユーザは、アルゴスシステムの利用規約を読んで理解したことを承認し、これに従うことを誓約します。また、ユーザが知る限り、ユーザの要求すべてに合致するような商用の衛星サービスが存在しないことを承認します。

アルゴス運営委員会記入欄

☐ この合意書は承認され、..... より ヶ月間有効です
(利用予定日)

☐ この合意書は承認されません

コメント

.....

日付

アルゴス運営委員会共同責任者

>プログラム名

> プログラムのアルゴス利用用途

- | | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 気象観測 | ☐ 海洋観測 | ☐ 地球科学 | ☐ 水文学 | ☐ 野生動物観測 |
| ☐ 漁船監視 | ☐ 環境保護・保全 | ☐ 危険物監視 | | |
| ☐ 海上保安 | ☐ 人道的支援 | ☐ 探検／大洋航海 | | |
| ☐ 製造者テストと評価 | ☐ その他. | | | |

>プログラムの目的の詳細な記述

アルゴス運営委員会が、このプログラムの合意書を承認するために必須な要素である、プログラムの目的や主な特徴を結論づけるために、十分詳細に記述してください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

> ユーザの要求事項

アルゴスシステムの利用に際しての要求事項について、衛星のカバー範囲特性、精度、データ伝達時間、送信機の消費電力・寸法・重量、サービスの継続性・信頼性、プラットフォームの互換性、システムへのアクセス手段、GPS/アルゴス 二重の位置情報の中から、および政府機関においては経済性を含めて選択してください。

注：経済性を評価するのは、アルゴス利用に関わるおのこの政府機関です。

- | | | |
|---|---|-------------------------------------|
| ☐ 極域カバー（>緯度60°） | ☐ 全世界カバー | ☐ 位置精度 |
| ☐ データ伝達時間 | ☐ 送信機の低出力（<1W） | ☐ 送信機の小ささ・軽さ |
| ☐ サービスの継続性・信頼性 | ☐ プラットフォームの互換性 | ☐ システムへのアクセス |
| ☐ テスト・評価（送信機製造者のみ） | ☐ GPS/アルゴス 二重の位置情報 | |
| ☐ 経済性（政府機関のみ） | ☐ その他 | |

> この合意書は

- | | |
|--------------------------------|---|
| ☐ 新規合意書 | ☐ 既存プログラム No.の更新合意書 |
|--------------------------------|---|

> このプログラムを運用する機関は

- | | | |
|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 政府ユーザ | ☐ 非営利ユーザ | ☐ 非政府ユーザ |
|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|

> ユーザが政府機関の業務委託者あるいは助成金受給者の場合、その政府機関の名称と業務契約書や助成金支給の番号・名称等を記入してください。

.....
.....

政府ユーザとは、国際行政機関、各国の政府機関またはそれらの下部組織、またはこれらの機関からの業務受託者あるいは助成金受給者のことです。ただし、後者において、業務受託者の場合には、その受託者が政府機関との契約義務を遂行するためにアルゴスシステムで収集されたデータを用いられること、助成金受給者の場合には作業記述書にしたがってアルゴスシステムで収集されたデータが用いられることを条件とします。

> ユーザが非営利ユーザの場合

- | | | |
|------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 教育機関 | ☐ 研究機関 | ☐ 慈善事業団体 |
| ☐ その他 | | |

非営利ユーザとは、アルゴスシステムで収集されたデータを教育や科学の非商業的目的に用いる、利益を目的としない学術、研究、その他の非政府機関のことです。

> 政府ユーザでない場合、データの収集または利用に対して政府の関心はありますか。

☐ はい（下に説明してください）

☐ いいえ

.....
政府機関を記入してください。
.....

政府の関心とは、そのアルゴスシステムの利用について、あらかじめ、米国、フランス、EUMESAT（欧州気象衛星開発機構）の加盟国あるいは協力国のひとつ、およびインド、のいずれかの政府機関の関心があることです。

> このプログラムを運用する目的は：

☐ 地球環境にかかわる

☐ 地球環境にかかわらない

地球環境にかかわる利用とは、以下のような環境データを収集するためにアルゴスシステムを利用することです。1) 地球やその自然現象の特徴に関連するデータで、天然資源に関してよりよく理解したり、評価したり、観察するのに役立つもの 2) 地球やその環境（生態系およびそこに住む生物種を含む）の特徴に関連するデータで、不合理な悪影響から守るのに役立つもの

> 一時的な利用を目的とする場合には、生命の危機にかかわる可能性が十分にありますか。

☐ はい

☐ いいえ

一時的な利用とは、北極探検や未開地の科学探査など、生命の危機にかかわる可能性が十分にあるような短期間の企画に、アルゴスシステムを利用することです。

> プラットフォームの利用開始予定日：[月／年]

> プログラムの予定期間（月数）：

注：新規合意書は、II.4 項にしたがって承認されます。

> プログラムのプラットフォーム予定数：

送付先

CLS

8-10, rue Hermes, Parc technologique du Canal
31526 Ramonville Cedex, France
Tel. +33 (0) 5 61 39 47 20 – Fax +33 (0) 5 61 39 47 97
Email: info@cls.fr

北米のユーザ

CLS America, Inc.

1441 McCormick Drive, Suite 1050 Largo, MD 20774 - USA
Tel. (1) 301 925 4411 – Fax (1) 301 925 8992
Email: userservices@clsamerica.com

I. 背景

アルゴスデータ収集システム（アルゴスシステム）は、米国の海洋大気局（NOAA）、フランスの国立航空宇宙センター（CNES）、欧州気象衛星開発機構（EUMETSAT）、およびインド宇宙研究機関（ISRO）の協同プロジェクトとして運営されています。その管理は、NOAA、CNES、EUMETSAT、および ISRO によるアルゴス運営委員会が行っています。システムを構成するのは、NOAA、EUMETSAT、および ISRO の極軌道衛星に搭載されている CNES によるデータ収集装置、ユーザが用意するプラットフォーム送信端末（PTT）、プラットフォームメッセージ送受信端末（PMT）、およびグローバルデータ処理センターです。

NOAA がこの協同プロジェクトを行うことは、15 USC 313 および 49 USC 44720 で公式に承認されています。

CNES がこの協同プロジェクトを行うことは、1961 年 12 月 19 日の Act 61-1382 で公式に承認されています。

EUMETSAT がこの協同プロジェクトを行うことは、2001 年 2 月 27 日にパリにて EUMETSAT と CNES の間で締結された、Metop 衛星搭載のアルゴス位置データ収集システムの供給、組込、活用に関する協力について定めた合意によって承認されています。

ISRO がこの協同プロジェクトを行うことは、2007 年 2 月 23 日に ISRO と CNES の間で締結された、SARAL 衛星搭載のアルゴスペイロードに関する協力について定めた覚書（MOU）によって承認されています。

II. アルゴスシステム利用基本方針

1. 適用範囲

- a) この基本方針は、自ら直接、あるいは外郭団体や子会社などを通じて間接的に、アルゴスシステムを用いるデータ収集プラットフォームを運用する、またはその運用の提案をする、すべての人に適用されます。
- b) この基本方針は、既存のすべてのアルゴスシステムユーザ、ならびにアルゴスを利用するための将来の合意書すべてに適用されます。

2. 定義

この合意書と基本方針で用いる用語は以下の定義によります。

- a) 承認機関とは、アルゴス運営委員会を窓口とする、各アルゴス参加機関のことをいう。

- b) アルゴスシステムとは、固定されたあるいは移動するプラットフォームからのデータを収集し、プラットフォームの位置データを提供するシステムのことをいう。このシステムは、プラットフォーム、極軌道衛星および EUMETSAT の Metop 衛星内のフランスのデータ収集装置、地上データ処理システム、地上受信局からなる。
- c) アルゴス参加機関とは、アルゴスシステムの管理に携わる機関のことをいう。現在は NOAA、CNES、EUMETSAT、および ISRO からなる。
- d) 環境データとは、環境観測および環境保護のデータのことをいう。
- e) 環境観測データとは、地球やその自然現象の特性について、理解を深めたり、診断したり、あるいは資源を観測したりするのを助けるためのデータのことをいう。
- f) 環境保護データとは、地球やその環境（生態系やそこに住む生物種を含む）の特性が、不当なダメージを被るのを防ぐのを助けるためのデータのことをいう。
- g) 環境目的の利用とは、環境データを収集するためのアルゴスシステムの利用のことをいう。
- h) 一時的な利用とは、北極探検や未開地の科学探査など、生命の危機にかかわる可能性が十分にあるような短期間の企画に、アルゴスシステムを利用することをいう。
- i) 政府の関心とは、そのアルゴスシステムの利用について、フランス、米国、UMESAT（欧州気象衛星開発機構）の加盟国あるいは協力国のひとつの、およびインド、のいずれかあるいはいくつかの政府機関の関心があらかじめあったことをいう。
- j) 政府ユーザとは、国際行政機関、各国の政府機関またはそれらの下部組織、またはこれらの機関からの業務受託者あるいは助成金受給者のことをいう。ただし、後者において、業務受託者の場合には、その受託者が政府機関との契約義務を遂行するためにアルゴスシステムで収集されたデータを用いていること、助成金受給者の場合には助成金支給の名目にしたがってこれらのデータが用いられることを条件とする。
- k) 非営利ユーザとは、これらのデータを教育や科学の非商業的目的に用いる、利益を目的としない学術、研究、その他の非政府機関のことをいう。
- l) 実運用の利用とは、データがある時間内に収集あるいは配信されないときには、そのデータの有用性が著しく低減するような状況におけるデータの利用をいう。これは、あらかじめ相当量の準備作業がなされており、データ取得の遅延がプロジェクトを危うくするような場合を含む。
- m) オペレータとは、ユーザに対しアルゴス参加機関を代表するために選出された、アルゴス運営委員会のメンバーをいう。

- n) プラットフォームの互換性とは、システムの宇宙装置とプラットフォームとの互換性のことを言い、メッセージの長さや構成、信号強度、送信方式（連続かイベント駆動かなど）といった要素を含む。
- o) テスト利用とは、プラットフォームの製造者が、新型のプラットフォームとアルゴスシステムの技術要求との互換性をテスト・確認するためにアルゴスシステムを利用することをいう。
- p) 特殊な注意を要する利用とは、国家安全・国土安全・法の執行・人道支援など、ユーザの要求が政府系システムの利用を要請するような場合のアルゴスシステムの利用をいう。
- q) ユーザとは、アルゴスシステムを通じてデータを収集あるいは送信するために、ユーザプラットフォームを所有または運用する団体・組織、あるいはそのデータの収集を必要とする組織のことをいう。
- r) ユーザプラットフォームとは、承認機関が定める仕様に基づいて設計された、データを収集しアルゴスシステムによって送信するために用いられる装置のことをいう。この装置は、プラットフォーム送信端末（PTT）あるいはプラットフォームメッセージ送受信端末（PMT）と呼ばれる。この意図において、“ユーザプラットフォーム” “プラットフォーム送信端末（PTT）” “プラットフォームメッセージ送受信端末（PMT）” の三つの用語は同じ意味である。
- s) ユーザの要求とは、システム利用合意書に記述・説明された要求のことをいう。

3. アルゴスデータ収集システムの利用

- a) アルゴスシステムの利用は、本節の(b), (c), (d) で述べる条件や要求事項を満たすときにのみ認可されます。
- b) (1) アルゴスシステムの利用は、ユーザのすべての要求に合致するような商用の衛星系サービスが存在しないと判断されるときにのみ、認可されます。
- (2) その判断は、衛星のカバー範囲特性、データ伝達時間、送信機の消費電力・寸法・重量、サービスの継続性・信頼性、プラットフォームの互換性、システムのアクセス形態、GPS/アルゴス 二重の位置情報、および政府機関にあっては経済性といった諸点に基づいてなされなければなりません。
- c) (1) 本項の(2),(3),(4),(5)で述べられるような例外を除き、アルゴスシステムは、政府または非営利ユーザによる環境データの収集にのみ用いられるものとします。
- (2) 非政府ユーザによるアルゴスシステムの環境目的の利用は、データの収集または受信に政府の関心がある場合にのみ認可されます。

- (3) 本項の(4)で述べられるような例外を除き、アルゴスシステムの非環境目的の利用は、政府の利用および政府の関心がある場合の非営利ユーザの利用についてのみ認可されます。アルゴスシステムは、今後も第一義的には環境目的に利用されます。非環境目的のアルゴスシステムの利用は、特殊な注意を要する利用と本節の(4)で定義される一時的な利用に限られます。
- (4) アルゴスシステムの一時的な利用も、生命の危機にかかわる可能性が十分にあるような特殊な場合に限っては、認可されることもあります。そのような利用は、細かくモニターされます。
- (5) アルゴスシステムのテスト利用は、アルゴスシステム用プラットフォームのプロトタイプや製品モデルのテストや検定に必要な場合にのみ、その製造者に対して、認可されます。
- d) アルゴスシステムの容量の制限から、優先順位をつける必要が起こったときには、国際的な関心を広く
- e) 集め、特に実運用の性質をもつ環境データを提供するプラットフォームや、アルゴスシステム固有の性質（位置データや極地域のカバーなど）を必要とするプラットフォームが優先されます。

4. アルゴスデータ収集システム利用合意書

- a) アルゴスシステムを利用するには、各ユーザは、承認機関と合意を結ばなければなりません。
- b) この合意書は、少なくとも以下の諸項目を扱います
 - (1) 合意書が有効な期間と、終了の手続き
 - (2) 承認された利用内容と、利用の優先度
 - (3) ユーザの要求を満たす商用の衛星系サービスがどの程度利用できるかということ、およびアルゴスシステムの利用を必要とする理由
 - (4) データに対する政府の関心の存在
 - (5) 機器に適用される仕様
 - (6) 運用の手続き
 - (7) 送信周波数について、ITU や各国の当局による規制への適合と周波数利用の合意について
 - (8) 定期レポートの頻度及び期日
 - (9) データフォーマット
 - (10) データ配信のシステムとスケジュール
 - (11) ユーザ負担コスト
- c) 承認機関はユーザの要求を吟味し、アルゴスシステム利用の合意書の可否について判断します。

- d) (1) 政府機関または非営利団体によるアルゴスシステムを用いた環境データの収集に関する合意書は、プラットフォームの実際の運用開始日から 3 年間有効とし、その後 3 年間の更新をすることができる。
- (2) 非政府機関によるアルゴスシステムを用いた環境データの収集に関する合意書は、プラットフォームの実際の運用開始日から 1 年間有効とし、その後 1 年間の更新をすることができる。ただしこれは、そのデータの受信についての政府の関心がある場合に限られる。
- (3) 政府機関による、または政府の関心に基づく非営利団体による、アルゴスシステムを用いた非環境データの収集に関する合意書は、プラットフォームの実際の運用開始日から 1 年間有効とし、その後 1 年間の更新をすることができる。
- (4) アルゴスシステムを用いた非環境データの一次的な収集に関する合意書有効期間は、短い有限の一定期間以内であって、通常 6 ヶ月を超えない。このようなプログラムは、細かく監視されるべきであり、更新することはできない。
- (5) 機器製造者によるアルゴスシステムのテスト利用に関する合意書は、プラットフォームの実際の運用開始日から 1 年間有効とし、その後 1 年間の更新をすることができる。

5. データの取扱い

- a) すべてのアルゴスシステムユーザは、自らのプラットフォームで収集したすべての環境データを、アルゴス参加機関およびその政府機関が、全面的に、オープンに、即時に、(アルゴス参加機関の判断に基づき) 適切に、利用すること (世界気象機関WMOの助力によって、環境データを世界に配信することも含まれます) を認めることに同意しなければなりません。
- b) アルゴスシステムの衛星部分からは、生データがオープンに送信され、誰でもアクセス可能です。
- c) 地上部分にある処理済アルゴスデータへのアクセスは、上述の条項 5 a) のもとで、ユーザの仕様とシステム設計の制約に従って扱われます。

6. 技術的要求

- a) アルゴスシステムのプラットフォーム運用者が用いる送信機はすべて、その設計思想や技術的特性が、適用すべき規則や仕様に合致していると認定されたものでなければなりません。

- b) すべてのプラットフォーム運用者は、そのプラットフォームの購入及び運用に関わるコスト、およびプラットフォームからのデータを、直接衛星から、あるいはデータ処理センターから取得するためのコストについては、すべて自ら負担しなければなりません。

III. 制限事項

- a) アルゴス運営委員会は、サービスの削減や削除を必要とするような、衛星や地上設備の利用制限が発生したときには、このプログラムへのユーザの参加の取り消しや停止を行う権利を留保します。
- b) ユーザが、アルゴスシステムで用いようとする送信機および送受信機は、使用開始前にオペレータによる型式認定を受けていなければいけません。しかしながら、この認定は、送信機の性能について判断したり保証したりするものではありません。

IV. ユーザの責務

ユーザは、以下の責務を負うものとします。

- a) プログラムに変更があった場合には、すみやかにオペレータに報告します。
- b) 「アルゴスプラットフォーム送信機端末の基本仕様および認定」という書類 (オペレータに請求すれば入手できます) に詳述されている仕様や規則にしたがって製造・型式認定された PTT を入手の上、使用します。
- c) 書類「基本仕様および認定」で規定された周波数で送信を行うために、管轄の政府当局より許可を得ます。
- d) 適用されるあらゆる法律や規則、およびアルゴス参加機関が認めたシステム運用の条件 (請求すれば入手できます) を遵守します。
- e) オペレータから要求があれば、位置およびセンサーデータの利用について、定期的な報告書を提出します。
- f) その動作がシステムの仕様からはずれていたり、他のプラットフォームやシステムの一般的な運用と干渉を起こすようなプラットフォーム、あるいは終了したプログラムのプラットフォームについては、その送信を止めるため、妥当な範囲であらゆる努力を行います。

V. オペレータの責務

オペレータは、以下の責務を負うものとします。

- a) アルゴスデータの収集、処理、配信を監督します。
- b) 運用予定に変更のあるときには、ユーザに連絡し

- c) ます。この連絡は、衛星や運用状態の突然の異常により不可能な場合を除き、通常はその変更の前に行われます。どのような場合にも、連絡はできるだけ早く行います。
- d) アルゴスシステムの監視により、あるプラットフォーム送信端末もしくはプラットフォームメッセージ送受信端末がシステムの仕様からはずれて動作している、あるいは他のプラットフォームもしくはプラットフォームメッセージ送受信端末 (PMT) がシステムの一般的な運用と干渉を起こすような誤動作をしていることがわかったときには、そのユーザにもっとも効率的な方法で連絡し、そのプラットフォームを停止させるために妥当な範囲であらゆる努力を行うよう要請します。
- b) 認められた利用期間終了の日の 30 日前から、ユーザはシステム利用合意書の更新を要求することができます。この合意書は、適用可能なすべての法や規則にしたがって更新されます。しかしながら更新は自動的ではなく、また、更新されない合意書もあり得ます。

VIII. 係争の解決

この合意書の範囲を超えた係争が発生した場合には、解決のためにアルゴス運営委員会に諮られます。

VI. 責任範囲

- a) オペレータは、アルゴスシステムが常時フル稼働するように、可能な限りの手段を用いて努力します。オペレータは、アルゴスシステムが利用不能であったことに起因する損失については、いかなるものであれその責を負いません。
- b) オペレータは、データ配信の遅延時間やデータの精度、あるいはいかなる用途であれデータの妥当性について保証することはできません。またアルゴスシステムの動作の不全が引き起こした損失については、人命損失も含め、いかなるものにも責任を負いません。
- c) ユーザまたは第三者の物品または人員が損害を受けたような場合には、そのような損害が機器の利用によって生じたものである限りは、オペレータはその責を負いません。
- d) ユーザは、オペレータやその従業員、代理店に対する訴訟を起こさないことに同意します。また第三者が、アルゴスシステムの利用を、直接または間接の、部分的または全体的な原因として訴訟を起こした場合に、その際の損失、損害、その他の経費（弁護士費用を含む）の裁定すべてを含め、前期の法人・自然人に対し賠償することに同意します。ただし、ユーザが法律によって賠償することを許されていない場合には、その限りではありません。

VII. 利用期間と終了

- a) 本システム利用合意書の署名者は、他の署名者に対し書面で、修正を要求することができます。そのような修正は、すべての署名者が合意したときに有効となります。